あいちロボット産業クラスター推進協議会実施事業運営委託業務　仕様書

１　業務名

あいちロボット産業クラスター推進協議会実施事業運営委託業務
（フィジカル AI ロボット等導入促進事業）

２　目的

愛知県では、「あいちロボット産業クラスター推進協議会」（以下「協議会」という。）を 2014 年に設立し、産学行政が連携して、競争力あるロボット技術・製品の創出を促し、開発と生産の拠点を形成するとともに、ロボットの活用による県内産業の高度化や地域課題の解決を推し進めることにより、ロボットを「作り」「使う」世界的な先進地とすることを目指している。

協議会では、フィジカル AI ロボット等の先進事例や支援対象事業者の調査、愛知県が当面の間取り組むべき施策を示したロードマップを策定する。その上で、協議会会員を対象に、セミナー・体験会・交流会等の提供のほか、実証支援、先進地域現地視察などに取り組むことにより、フィジカル AI ロボット等の理解促進から実証・導入までを一体的に支援する。こうした取組と並行し、ロボット導入やフィジカル AI ロボット等活用に関する相談窓口を設置し、企業の取組を継続的に支援する。

当業務では、協議会活動を円滑かつ効果的に進め、目的を達成するため、その運営を委託するものである。

３　協議会実施事業の内容

（１）実施体制の構築
（２）フィジカル AI ロボット調査・ロードマップ策定
（３）セミナー・体験会等の開催
（４）実証支援
（５）交流会等の開催
（６）先進地域現地訪問
（７）相談窓口・アドバイザーの設置
（８）広報活動支援
（９）業務実施報告書の作成

４　業務内容

協議会の運営にあたり、以下の業務を行うこと。

（１）実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を２名以上配置した実施体制を構築すること。

（２）フィジカル AI ロボット調査・ロードマップ策定

国の戦略、技術・市場動向を踏まえ、愛知県の強みを生かせる重点分野を明確化し、今後愛知県がフィジカル AI ロボット施策として取り組むべき方針をロードマップとして策定する。

ア　調査の概要

（ア）国の戦略・政策、技術・市場動向及び法制度等の調査・分析

・AI ロボティクス戦略、人工知能基本計画、日本成長戦略、NEDO 等研究開発事業、等を分析

・国の重点分野、支援制度、実証事業、データ整備の方向性を整理
・愛知県全体で取り組む施策とのシナジーを明確化し、連携可能性を検討
・国内外のフィジカル AI ロボットに関する最新技術動向及び市場動向を調査・分析
・関連する法令、規制、安全基準、認証制度等の動向を調査し、社会実装に向けた課題を整理
・県内におけるフィジカル AI ロボットの社会実装促進拠点のあり方の検討（あいちサービスロボット実用化支援センターを含む）
・あいちロボット産業クラスター推進協議会の総括と一層の産学行政が連携した推進主体（あいちフィジカル AI 推進コンソーシアム（仮称））の必要性やあり方、組成案と取組内容

（イ）愛知県重点分野の抽出
・国の AI ロボティクス戦略の実装ロードマップ 18 分野※を分析
※製造業（多品種少量生産）、造船、物流（倉庫・輸配送）、建設・土木、建築、インフラ保守、小売、宿泊業、飲食・食品製造、医療、介護、警備業、農業、林業、廃棄物処理業、災害対応、警察活動、防衛
・愛知県の産業集積や技術的強みを踏まえ、優位性を発揮できる分野を明らかにし、愛知県重点分野（5 分野程度）として抽出
・愛知県重点分野の市場規模、成長性、技術成熟度、県内産業集積及び競争優位性を踏まえた評価を実施
・愛知県重点分野の法令・規制、安全基準、認証制度等の観点から社会実装上の課題を整理

（ウ）実証案件創出
・フィジカル AI ロボット活用ユースケース形成における利用側及び提供側プレイヤーを調査、抽出
・実証候補案件を創出［10 件程度］
・実証候補案件ごとに必要となる法令、規制、ガイドライン及び安全基準への対応方策を整理
・実証候補案件ごとに社会実装に向けた事業化可能性、導入効果及び普及展開シナリオを検討

（エ）愛知県フィジカル AI ロボットロードマップの策定
・（ア）から（ウ）を踏まえて、今後愛知県がフィジカル AI ロボット施策として取り組む全体方針（フィジカル AI ロボットの社会実装促進拠点、推進主体のあり方等含む）、愛知県重点分野ごとのロードマップ、実証候補案件を含めた実証支援の方針等を、短期（１年後）、中期（３年後）、長期（５～10 年後）として整理。

イ　調査実施手法

（ア）国の戦略・政策、技術・市場動向及び法制度等の調査・分析
・関係省庁や NEDO 等関係機関を中心にヒアリング
・国内外の技術動向、市場動向、導入事例の調査・分析
・関連法令、規制、安全基準及び認証制度の調査

（イ）愛知県重点分野の抽出
・愛知県内企業や大学等を中心にヒアリング

（ウ）実証案件創出
・利用側及び提供側プレイヤー候補の愛知県内企業や大学等を中心にヒアリング
・実証候補案件 10 件程度を整理

＜（ア）（イ）（ウ）ヒアリング先想定例＞
利用側：自動車、物流、建設、小売、医療　など

提供側：ロボット、AI、SIer、センサ、半導体　など

大学・研究機関：名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学　など

支援機関：NEDO、JST、STATION Ai　など

ウ　調査成果物

以下の調査成果物を 2027 年６月までを目途に中間成果物として提出し、2028 年３月に最終成果物を提出すること。

ただし、県から報告を求められた場合は、その時点における進捗状況等を報告すること。

・国戦略、国事業連携分析シート
・AI ロボティクス戦略社会実装 18 分野評価マトリクス
・愛知県重点分野リスト（評価・課題含む）
・国内外の技術・市場動向分析レポート
・フィジカル AI ロボット関連法令・規制・安全基準整理シート
・フィジカル AI ロボット利用側及び提供側プレイヤーリスト
・実証候補案件リスト
・フィジカル AI ロボット社会実装促進拠点構想（あいちサービスロボット実用化支援センター機能検討レポート）
・本取組の適切な推進主体（あいちフィジカル AI 推進コンソーシアム（仮称））の提言
・愛知県フィジカル AI ロボットロードマップ

（今後愛知県がフィジカル AI ロボット施策として取り組むべき方針を短期（１年後）、中期（３年後）、長期（５～10 年後）として示す。）

（３）セミナー・体験会等の開催

フィジカル AI ロボット等に関する理解促進及び導入機運の醸成を図るため、セミナー及び体験会等を開催すること。なお、実施内容については県と協議の上決定すること。

ア　セミナー等の開催

・フィジカル AI ロボット等の技術動向、活用事例、導入効果等を紹介するセミナー等を９回以上開催すること。
・テーマについては、本事業内調査で導く愛知県重点分野を念頭に県と調整して決定すること。
・最新の事例、技術動向などを踏まえ、セミナー等の開催にふさわしい講師（４名程度/回）を立案し、県と協議の上、決定すること。
・実施内容の企画、講師等との調整、参加者募集、チラシの作成、会場手配又はオンライン配信環境の構築、当日の運営、アンケートの実施及び結果の取りまとめを行うこと。

イ　体験会等の開催

・フィジカル AI ロボット等への理解促進を図るため、ハッカソン、実機体験会、見学会、ワークショップその他参加型のイベントを５回以上開催すること（アのセミナー等との同時開催も可）。実機を用いたイベントは少なくとも２回以上実施すること。
・最新の事例、技術動向などを踏まえ、体験会等の開催にふさわしい講師（４名程度/回）を立案し、県と協議の上、決定すること。
・実施内容の企画、関係者との調整、参加者募集、チラシの作成、会場手配又はオンライン配信環境の構築、当日の運営、アンケートの実施及び結果の取りまとめを行うこと。

（４）実証支援

フィジカル AI ロボット等の社会実装を促進するため、県内企業等が実施する実証に対する支援を行うこと。

ア　実証支援テーマの募集・選定に係る運営

・県内企業等を対象として実証支援テーマを募集し、県と協議の上、３件以上の支援テーマを選定すること。

・支援テーマの選定にあたっては、外部有識者等で構成する審査会を設置・開催し、必要に応じて審査委員への謝金を支払うこと。

・選定に当たっては、フィジカル AI ロボット等の社会実装可能性、本県産業への波及効果、先進性等を考慮すること。

イ　実証支援テーマの伴走支援

・選定した支援テーマについて、実証の実施を伴走支援すること。

・伴走支援として、計画策定、進捗管理、状況把握及び県への報告を適切に行うこと。

・実証において、支援企業等と実証実施に係る契約等を締結し、実証に係る経費を支払うこと。なお、実証に係る費用は、選定した支援テーマへの総額で 900 万円とする。

・実証に係る経費の合計額が上記の金額に達しない場合は、実際の経費の合計額を委託事業者に対して支払うこととする。

・本実証実施においては愛知県の資産となる備品等は残さない契約形態とすること。

ウ　実証結果の整理

・支援対象者から実証結果の報告を受けるとともに、実証により得られた成果、課題及び今後の社会実装に向けた方向性を整理すること。

（５）交流会等の開催

県内企業、ロボット開発企業、ロボット SIer、大学・研究機関、支援機関等の連携促進及び実証案件の創出を図るため、交流会等を開催すること。

ア　交流会等の開催

・県内企業等を対象として、フィジカル AI ロボット等をテーマとした交流会等を２回以上開催すること。（ピッチイベント１回、マッチング交流会１回、など）

・交流会等は、ピッチイベント、マッチング交流会その他参加者同士の交流及び連携の促進につながる内容とし、実証案件の創出や共同事業の検討につなげること。

・実施内容の企画、関係者との調整、参加者募集、チラシの作成、会場手配、当日の運営、アンケートの実施及び結果の取りまとめを行うこと。

イ　開催結果の取りまとめ

・交流会等の開催結果について、参加者数、参加企業数、アンケート結果等を整理し、県へ報告すること。また、交流会等を通じて創出された連携案件、マッチング案件及び実証案件の状況について整理すること。

（６）先進地域現地訪問

フィジカル AI ロボット等の先進的な取組を学び、県内企業の理解促進及び今後の実証案件創出

につなげるため、国内外の先進地域への現地訪問を実施すること。

ア　先進地域現地訪問の実施

・県内企業等を対象として、フィジカル AI ロボット等の研究開発、実証又は社会実装に先進的に取り組む企業、大学・研究機関、実証施設等への現地訪問を実施すること。

・現地訪問は、国内１回以上、海外１回以上実施することとし、訪問先は県と協議の上決定すること。なお、海外訪問については中国とすること。

・各回の参加者数は 10 名から 20 名程度（１社２名程度）を想定すること。

・訪問先との調整、参加者募集、行程の作成、移動手段及び宿泊先に関する案内、当日の運営等を行うこと。なお、参加者の訪問プログラムへの参加費は無料とし、渡航費、宿泊費その他参加に伴い必要となる経費は参加者の自己負担を基本とすること。

・海外先進地域への現地訪問については、通訳の手配、現地ガイドの手配、現地での移動手段の確保等を行うこと。

イ　成果の取りまとめ

・現地訪問の実施結果について、参加者数、参加企業数、訪問内容、参加者アンケート結果等を整理し、県へ報告すること。また、現地訪問を通じて得られた知見や県内での活用可能性、今後の実証案件の創出について整理すること。

（７）相談窓口・アドバイザーの設置

県内企業によるフィジカル AI ロボット等の導入検討、実証実験の実施及び社会実装を促進するため、相談窓口及びアドバイザーを設置すること。

ア　相談窓口の設置、運営

・フィジカル AI ロボット分野、製造・物流分野のロボットの導入を検討する企業等からの相談に対し、具体的な助言等に対応できる相談窓口を設置すること。

・相談窓口は、契約締結後、速やかに設置し、2028 年３月中旬まで運営すること。

・相談企業等の希望に応じて現地やオンラインでの支援を行い、相談内容の解決に向けた支援を実施すること。なお、移動等にかかる費用は委託業務に含むこと。

イ　アドバイザーの設置

・協議会実施事業の円滑な運営のため、フィジカル AI ロボット等に関する知見とネットワークを持つ専門家を「アドバイザー」として設ける。なお、アドバイザーは以下の業務を行うこととする。

▷ セミナー、体験会、交流会等のテーマ・講師提案

▷ 実証支援のテーマ選定への助言、伴走支援への助言

▷ その他、本委託事業の実施にあたって必要な助言・情報収集や、県事業への協力対応

（８）広報活動支援

協議会活動を円滑かつ効果的に進めるために、広報に関する以下の業務を行うこと。

・協議会の広報チラシ作成

（９）業務実施報告書の作成

上記（１）～（８）で実施した業務について内容をまとめ、事業実施報告書として県に提出する

こと。

なお、以下の事項を含む報告書を作成すること。

【報告書への記載事項】

・国戦略、国事業連携分析シート
・AI ロボティクス戦略社会実装 18 分野評価マトリクス
・国内外の技術・市場動向分析レポート
・フィジカル AI ロボット関連法令・規制・安全基準整理シート
・フィジカル AI ロボット利用側及び提供側プレイヤーリスト
・実証候補案件リスト
・フィジカル AI ロボット社会実装促進拠点構想（あいちサービスロボット実用化支援センター機能検討レポート）
・本取組の適切な推進主体（あいちフィジカル AI 推進コンソーシアム（仮称））の提言
・愛知県フィジカル AI ロボットロードマップ
（今後愛知県としてフィジカル AI ロボット施策として取り組むべき方針を短期（１年後）、中期（３年後）、長期（５～10 年後）として示す。）

５　支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

（１）人件費：本業務に従事する従業者及び専門家等に支払われる給与、講師等への謝金等
（２）交通費：本業務の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
（３）印刷製本費：チラシ、配布資料、報告書等の作成に必要な印刷製本費
（４）消耗品費：本業務の実施に必要な消耗品費
（５）通信運搬費：本業務の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
（６）再委託費：一部の業務を再委託する場合の経費
（７）賃借料：会場使用料、本業務の実施に必要な機器等のリース・レンタル料
（８）その他：本業務の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
（９）一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
（10）消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

６　成果物

・業務実施報告書（A4 判縦）　　1 部
・上記の電子データ　　1 式　　※　電子データは県が指定する形式で作成すること。
・その他、本県が指示したもの

７　納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

８　その他

（１）県と十分協議のうえ本業務を実施すること。
（２）本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実

施内容や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために定期的に県と連絡調整を行うこと。その他、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

（３）本業務と連携することで、効果的と思われる内容がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案すること。

（４）委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

（５）本業務に係る会計検査等が行われる場合は協力すること。

（６）法制度を順守し、実証実験を実施すること。

（７）受託事業者は、事業完了後５年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。

（８）受託事業者は、事業の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、県に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

（９）本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(10) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(11) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(12) 成果物（チラシ、事業実施報告書等）の著作権は愛知県に帰属する。受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証する。

(13) 本事業を実施することにより発生した成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。）については、受託者に帰属するものとする。ただし、本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。

(14) 本業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。

(15) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。